		二十五　航海中、積載場所を通風しないこと。 二十六　積載場所のハッチは風雨密であること。 二十七　航海中、貨物の表面温度を毎日計測し、記録すること。 二十八　陸揚げ時はオーバーハングの形成を防止すること。 二十九　陸揚げ後、積載場所のビルジウェル及び排水口の閉塞物を取り除くこと。
硝酸アンモニウム系肥料 UN2067 （地方運輸局長が承認したものに限る。）	AMMMONIUM NITRARE BASED FERTIZER UN2067	一　可燃性物質、臭素酸塩、塩素酸塩、亜塩素酸塩、次亜塩素酸塩、亜硝酸塩、過塩素酸塩、過マンガン酸塩、金属粉又は綿その他の植物繊維状の物質と、一船倉又は一区画以上離して積載すること。 二　前号の物質以外の物質と、別の船倉又は区画に積載すること。 三　熱源若しくは発火源と別の船倉又は区画に積載すること。 四　燃料油を有するタンク又は燃料油管に隣接しないよう、積載すること。ただし、摂氏50度を超えないよう温度管理がなされている場合にあってはこの限りでない。 五　積載場所と機関室の間の隔壁がＡ60級である場合を除き、貨物を当該隔壁から水平距離で３m以上離して積載すること。 六　積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 七　貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 八　雨中において船積みをしないこと。 九　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 十　特貨則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 十一　船積み前、貨物の温度が摂氏40度以下であることを確認すること。 十二　船積み前、船長は、船積みに適した貨物であることを確認すること。 十三　貨物は、防爆型以外の電気機器が設置されていない、又はヒューズの取り外し以外の手段により絶縁された場所に積載すること。 十四　船積み中、燃料油の補給を禁止すること。 十五　船積み中、積載場所に隣接する区画（機関室を除く。）における燃料油の移送を禁止すること。 十六　貨物の固定及び保護のための設備として可燃物を可能な限り使用しないこと。 十七　荷役作業中、消火ホースを直ちに使用できる状態にしておくこと。 十八　積載場所及び当該場所に近接する区画における、火気を使用した工事その他の貨物の引火につながる作業を禁止すること。 十九　積載場所及び当該場所に近接する区画における、裸火の使用又は喫煙を禁止し、かつ、その旨を当該場所に表示すること。

		二十　積載場所以外の船倉その他の閉鎖された区画に貨物が入ることを防止するための措置をとること。 二十一　積載場所のハッチは、非常時に開放できる状態とすること。 二十二　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 二十三　ビルジウェルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。 二十四　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 二十五　航海中、積載場所を通風しないこと。 二十六　積載場所のハッチは風雨密であること。 二十七　航海中、貨物の表面温度を毎日計測し、記録すること。 二十八　陸揚げ時はオーバーハングの形成を防止すること。 二十九　陸揚げ後、積載場所のビルジウェル及び排水口の閉塞物を取り除くこと。
硝酸バリウム UN1446	BARIUM NITRATE UN1446	一　食料と別の船倉又は区画に積載すること。 二　積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 三　特貨則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 四　ビルジウェルは次に掲げる措置を講じること。 イ　清掃すること。 ロ　乾燥させること。 ハ　貨物が流入することのないよう、覆うこと。 五　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 六　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 七　貨物の表層以外の通風をしないこと。
硝酸カルシウム UN1454 （主として硝酸カルシウム・硝酸アンモニウム複塩からなる硝酸カルシウム肥料であつて、全硝酸アンモニウム量が10質量％以下であり、かつ、結晶水の含有率が12質量％以上のものを除く。）	CALCIUM NITRATE UN1454	一　食料と別の船倉又は区画に積載すること。 二　積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 三　貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 四　雨中において船積みをしないこと。 五　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 六　貨物を可燃物と隔離して積載すること。 七　特貨則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 八　ビルジウェルは次に掲げる措置を講じること。 イ　清掃すること。